

かの補償制度を必要とする。何れにせよ既にカルテル關稅の域にある吾國の砂糖關稅が、現實において容易に撤廢されうると考ふるが如きは、輕卒なる認識不足と言はねばならぬ。たゞ之に關聯して現實に可能なるは、砂糖に關する保稅制度の促進であらう。この制度の促進によつて、無稅に輸入されたる砂糖が精製せられまたは加工せられて、再輸出を増進しうるならば、それだけ蘭印からの輸入を増加しうるわけである。

第二の方法は、かりに運賃補償法と呼ぶものである。蘭印からの輸入品のうちには、運賃關係を有利にすることによつて之を増進しうるものも少くないと言はれる。今は之を實證するの餘裕を有たないが、かりに斯くの如きものありとせば、運賃補償法を利用することによつて、その輸入を増加することが出来る。即ち蘭印からの輸入貨物の運賃を引下げると共に、蘭印への輸出貨物の運賃を引上げることによつて、輸入の運賃不足を補ふに、輸出の運賃過剩をもつてせんとする補償制度である。

今もし蘭印における内外商品の價格の上に、傳へらるゝが如き可なりの値開きがあるものならば、この値開きの一部を採り來つて、輸出運賃の引上げに充當することは不可能ではない。たゞこの方法においては、運送會社は一方に失ふ所を他方に補はれて問題はない

が、輸出商人の利益の削減と輸入商人の利益の増加とを、如何にして調節しうるかゞ問題となる。その調節方法としては、輸出入商人のプリーリングを作るも一の方法であり、また輸入利益の一部濫出による輸出補償の方法も可能である。何れにせよ、國家または第三者の介入による何等かの利害調節機關を必要とし、適當なる貿易統制工作を必要とすること言ふまでもない。

第三の方法は、同じ趣旨による價格補償法である。例へば蘭印からの輸入石油が傳へらるゝ如く、噸當り約五圓の高値のために、良質に拘らず輸入を阻止しつゝありとせば、その値開きだけは輸入商を補償し、その代り綿布その他の輸出品の價格引上げによる餘剩利益をもつて、之を填補する方法である。この場合に輸出品の價格引上げが困難ならば、この補償方法を他に求めねばならぬが、傳へらるゝが如き値開きが相當にあり、且つ輸出統制を行つてダンピングを自制するならば、これは必ずしも不可能ではないと考へられる。たゞこの場合にも輸出商人の餘剩利益を徵收して、之を輸入損失の補償に充てるためにはそこに輸出入商のプリーリングを作るか、または少くとも政府の介入による適當なる工作を必要とすること言ふまでもない。



以上の諸方策は、日蘭間のバーター制を如何にして促進しうるか、換言せば蘭印からの輸入を如何にして増加しうるかの積極的バーター制の可能につき考察したのであるが、一方では斯くの如き積極的方法を講ずると共に、他方では或る程度の輸出統制を加ふることによつて、消極的バーター制の方法をも考慮し、兩方面よりなるべく均衡貿易に近づかんとことを策すべきであらう。

### 五 バーター制の代替策

かくの如くして輸入の増進と輸出の統制によつて、ほぼ均衡状態に達しうるならば問題はないが、かりに輸入の増進も豫想通りに期待されず、輸出の統制も行ひがたき状態にあつて、依然として不均衡の状態が繼續し、バーター制の實現が困難であるとせば、そこには最早蘭印の極端なる輸入割當制を緩和しうべき方策はないか、換言せばバーター制に代つて提案しうる考案はないか、それについて一二の方法を考へて見たい。

第一の方法は、日蘭の間に第三國市場を介在せしむる方法である。即ち蘭印に對する吾國の出超は、一應そのまゝにおき、第三國市場にして吾國の入超および蘭印の出超を續け

る所、例へば英領印度またはシンガポールの如きをその間に介在せしめ、吾國は是等の地方からの入超を保證する代りに、是等の地方をして蘭印からの入超を保證せしめ、蘭印をして是等の地方への出超を引當てに、吾國からの入超を承認せしむるの方法である。之によれば第三國市場は、蘭印からの入超をつゞける代りに、吾國への出超をつゞけて、貿易の均衡の目的を達しうべく、蘭印は吾國からの入超をつゞける代りに、第三國市場への出超をつゞけて均衡を得べく、吾國は第三國市場からの入超をつゞける代りに、蘭印への出超を續けることが出來て、均衡に近づくことが出來るであらう。これは餘りに抽象的・理論的であつて、實際には種々の故障を伴ふことゝ思はれるが、兎もかく一つの方法として考へることは可能である。

第二の方法は、蘭印投資の方法を講ずるにある。蘭印へのわが出超だけは、之をその地に留めて蘭印の經濟的開發に貢獻せしむる方法である。尤もこの投資の方面如何によつては、却つて誤解を招いて反對を叫ばしむるかも知れぬが、投資の方法および方面の如何によつては、蘭印政府の財政を援助し、または眞に蘭印のための經濟的開發に貢獻しうるであらうから、之をも排斥する理由はない。これまた確かに一つの方法であらう。



第三の方法は、蘭商救済の方法を講ずるにある。傳へらるゝ所では、蘭印における輸入制限または輸入許可制の直接の動機には、蘭商救済の意味も多分に包含されてゐるといふ。蓋し蘭印における吾が輸出品の大なる部分は、彼地に於ける邦商の直接賣込によるものであるから、蘭印への吾が商品の進出は、同時に彼地における邦商の進出を意味し、従つてまた彼地における蘭商の没落を意味するからである。それ故に何等かの方法によつて、この蘭商の窮状を緩和しうるならば、わが商品の排斥もまた、或る程度に緩和され得るであらう。さればとて蘭商をして邦商の地位に代らしむるが如きは、多年の拮据經營によつて漸くその活路を開き得たる數千の邦商に打撃を與ふることゝなつて、採るべき策ではない。それ故に多數の邦商を生かすと共に、蘭商の窮状をも救済しうるの方法はないか、こゝで考へられることは、蘭印輸入商の間に、蘭商と邦商とを包含する輸入組合または輸入プリングの如きを組織して、之によつて利益の調和を計るか、邦商利益の一部を醸出して蘭商の補償法を講ずるか、或は輸入流通階段を一つだけ増加して、そこに蘭商を介在せしめ一定歩合の利益を譲るか等々の方法が考へられる。何れの場合にも、それだけ中間商人の採る所が嵩むことゝなり、配給組織の不合理化を招致するものではあるが、今の場合は已

むを得ない處置であらう。この中間費用の嵩むだけは、輸出價格の引下げとなつて、内地の商人または生産者の負擔となるか、またはそれだけ輸入價格を引上げて、蘭印内地の商人または消費者の負擔となるか、或はまた兩者の中間に落ちつくか、何れにせよ一時の便法として配給組織の不合理化を忍ばんとするのであるから、その結果は結局するところ、日本の生産者か蘭印の消費者か、何れかの負擔に歸することは已むを得ないであらう。

## 六 日蘭會商の特異性

來るべき日蘭會商に對する何等かの參考資料を提供する意味において、まづ日蘭貿易に關する事實を分析し検討したる後、之に立脚して問題となるべき二三の提案を試みたのであるが、最後に日蘭會商が他の同種の問題、即ち日印・日英・日濠等々の諸問題に對して、如何なる特質を有するかを考へることは、この問題に對する國民の認識を深め態度を定める上に無益ではなからう。

第一に、最初に指摘したるが如く、日蘭貿易の前途は、金本位ブロックの前途に依存す



る點が甚だつよい。さきの日印會商においても、爲替條項は勿論一つの問題とはなつたけれども、それとは全く異なる性質と重要さをもつて、茲では金本位ブロックの將來を問題にせねばならぬ。人はたゞ昨年の異常な進出だけに眩惑されて、これが日蘭貿易の常態なるかの如く幻想し易いけれども、それは主として圓の低落による進出に過ぎないのであるから、今もし金本位ブロックが崩壊して、蘭印爲替の低落するが如きことあらば、日蘭貿易は數年前の常態に復して、今日とは反對に吾國の入超となるかも知れぬ。而も金本位ブロックが今後いつまで持續されるであらうかは、何人も確言し得ざる所であらう。それ故にこの會商では、何よりも先づこの點を十分に考慮して對策を練るべきであり、長期にわたる固定的な取り決めを、今日の狀勢において協定することは、甚だしき危険を冒すものと言はねばならぬ。

第二に、蘭印における日貨排斥は、保護的色彩の極めて稀薄な點を注意せねばならぬ。もちろん綿布輸入の割當を和蘭本國にとり有利に決定したとすれば、これは和蘭綿業の保護には相違ないが、併しわが輸出品の大部分は、蘭印内地の産業を壓迫するものは少い。この點は日印問題・日英問題とは大に趣を異にする點である。また今日傳へられる所では

和蘭本國に有利な割當を充てるといふよりは、寧ろ全體としての輸入を制限せんとする氣運つよく、その輸入許可の基準を一九三一年頃におくことによつて、邦商を驅逐して蘭商を保護せんとする一石二鳥の方策を採るものゝ様である、その限り蘭商保護には相違ないが、併しそれは少數の商業資本の保護であつて、國民經濟の立場から國內産業を保護し、多數士民の經濟的向上を計らんとするものではない。即ち蘭印の場合には單なる商業政策の立場から、國際貸借を改善し、商業資本を保護せんとするものである。この點から言へば問題は日印・日英問題に比して、却つて簡單であるとも言へる。即ち吾國は蘭印の意圖を酌み、その立場を理解して、或る程度に之を達成せしむることにより、問題の解決を計ることは必ずしも不可能ではない。少くともわが國內産業と同種の産業を國內に保育せんとする保護主義に比べては、そこには著しき相違のあることを認めねばならぬ。

第三に、日印・日濠問題に比較しては、わが國は印棉または羊毛に匹敵すべき何物をも蘭印に對しては有しない。即ち日蘭會商には吾國は利用しうべき武器を殆んど有しない。そこに會商の困難を豫想しうるわけではあるが、それだけ吾國はよく蘭印の立場を理解して、單に吾が利益の獲得にのみ狂奔することなく、與ふべきは與へ讓るべきは讓つて、彼



れの更生を計ることによつて自らもまた更生しうるの道を考へねばならぬと思ふ。

## 第九章 貿易統制の機關と組織

### 一 中央機關——貿易省の設立

貿易統制を有効に行ふためには、之に必要な種々の機關と、その機關相互間の組織とを必要とする。貿易統制の機關には、自治的な民間業者の團體と、官治的な政府當局の機關との二つを區別することが出来る。こゝでは先づ後者について論述する。

何よりも必要なのは、貿易省の新設である。吾國の現行制度では、貿易統制にする事項は、外務省通商局と商工省貿易局と大藏省關稅課との二局一課に分屬し、而もそれが何れも別々の省に分屬するために、相互の間に連絡を缺き統一を失して、事業遂行上の不便と煩雜は想像に餘りある。從來の如く貿易上のことは關稅を除いては平常ほとんど何等の問題なくして、主として業者の自由に放任してゐた時代には、かくの如く不備なる機關と組織とをもつても、なほ著しき不便も感ぜられなかつたが、今日の如き貿易統制の時代に入つて、新たな問題が次から／＼と困難な事件を齎らして來ては、かくの如く不備なる組



織をもつては、いかにしても時代の要求に合致する機能を果すことは困難である。そこで何等かの方法によつて、是等の機關を統一することは、焦眉の問題となつて來た。

先づ關稅課が大藏省に屬するのは、關稅をもつて租稅の一種と看做した收入關稅時代の遺物である。さきにも述ぶるが如く、關稅は國家草創の時代には重要な財政收入上の問題であり、大藏省所屬の問題ではあつたけれども、今日では關稅の意義は全く變化してゐるから、これが大藏省に屬すべき理由は殆んどない。之を大藏省より分離せしめて、貿易省に屬せしむべきことは、たゞに理論上より當然なるのみならず、事務遂行上にも便利であらう。ことに後に述ぶるが如く「通商擁護法」を發動せしめて、臨機に應變の關稅改定を要するが如き場合において然りである。

外務省の通商局は、貿易省の獨立によつて存在を喪ふものではない。たゞその業務の一部移轉を免れない。貿易統制の事業は、何としても外務省の不得意な方面である。從來の如き政治外交だけでは、單なる外交問題さへ處理し得ないから、外務省は今まさに、政治外交から經濟外交への轉換期にあるが、さりとて貿易局を外務省に屬せしむるは、生産者との對内關係に不便多く適當ではない。貿易統制に關する業務は總て貿易省に纏め、それ

から來る外國との交渉事務だけは外務省に廻付し、また外國より來る貿易上の交渉は、外務省を通じて之を受けることとすべきであらう。

商工省の貿易局は著しく之を擴張するか、理想的には一省として分離獨立せしむべきであらう。或はまた貿易局として内閣直屬の一局とし、何れの省よりも獨立し、而も何れの省とも連絡しうる組織を作るも一の方法であらう。何れにせよ從來の如くたゞ消極的にその時々の問題に追ひ廻されてゐるに止まらず、進んで積極的に一定の計畫と研究の上に立つて、貿易を指導し伸張せしめねばならぬ。そのためには獨立の一省として活躍するを理想とする。またわが國の如き國情において、今日の如き貿易統制時代にあつては、優に一省として獨立せしむべき價值はある。世界の各國においても、オーストラリア・ロシアの如きは、すでに早く貿易省を獨立せしめ、イギリス・アメリカ合衆國・カナダ・インドの如きは、専門の商相を置いて専ら貿易上の事務を管掌してゐる。吾國の現状より見て考案せらるゝ諸案は、

第一案 貿易省を獨立せしめ、商工省貿易局を主體とし、大藏省關稅課を移管し、外務省通商局を移轉する。



第二案 貿易局を獨立の一局とし、内閣に直屬する商工省及外務省の外局とし、内部構成は前者と同様とする。

第三案 商工省の貿易局をそのままに擴張し、關稅の制定を移管しその徵收は依然として關稅課に残す。外務省の通商局は實質において商報局に變化する。

最も現實的には第三案を採るべく、最も理想的には第一案を採るべきであらう。併しながら貿易省として獨立するか、貿易局として分立するか、または貿易局として商工省に所屬するかは形式は、左程に重大なる問題ではない。實質的問題は寧ろその内容の如何に依存する。現在の貿易局は貿易課・通報課の二課より成るが、少くとも貿易課は亞細亞貿易・歐亞貿易・亞米利加貿易等の諸課を分立せしめねばならず、通報課の外に關稅課・輸出工業課・貿易統制課等の諸課を必要とするであらう。

別にまた重要な研究機關または諮問機關として、關稅委員會と貿易委員會とを必要とする。是等は何れも當業者またはその利益代表者を除外して、常に吾が國民經濟全體の上より研究し、必要に應じて當業者またはその團體に諮問すればよい。この點において現在の關稅調查委員會その他の多くの委員會は、その制度の構成上に改革を加ふべき點が少く

ない。何よりも重要な點は利害關係者をして委員會を構成せしめず、被告をして自らを裁判せしめざる點にある。

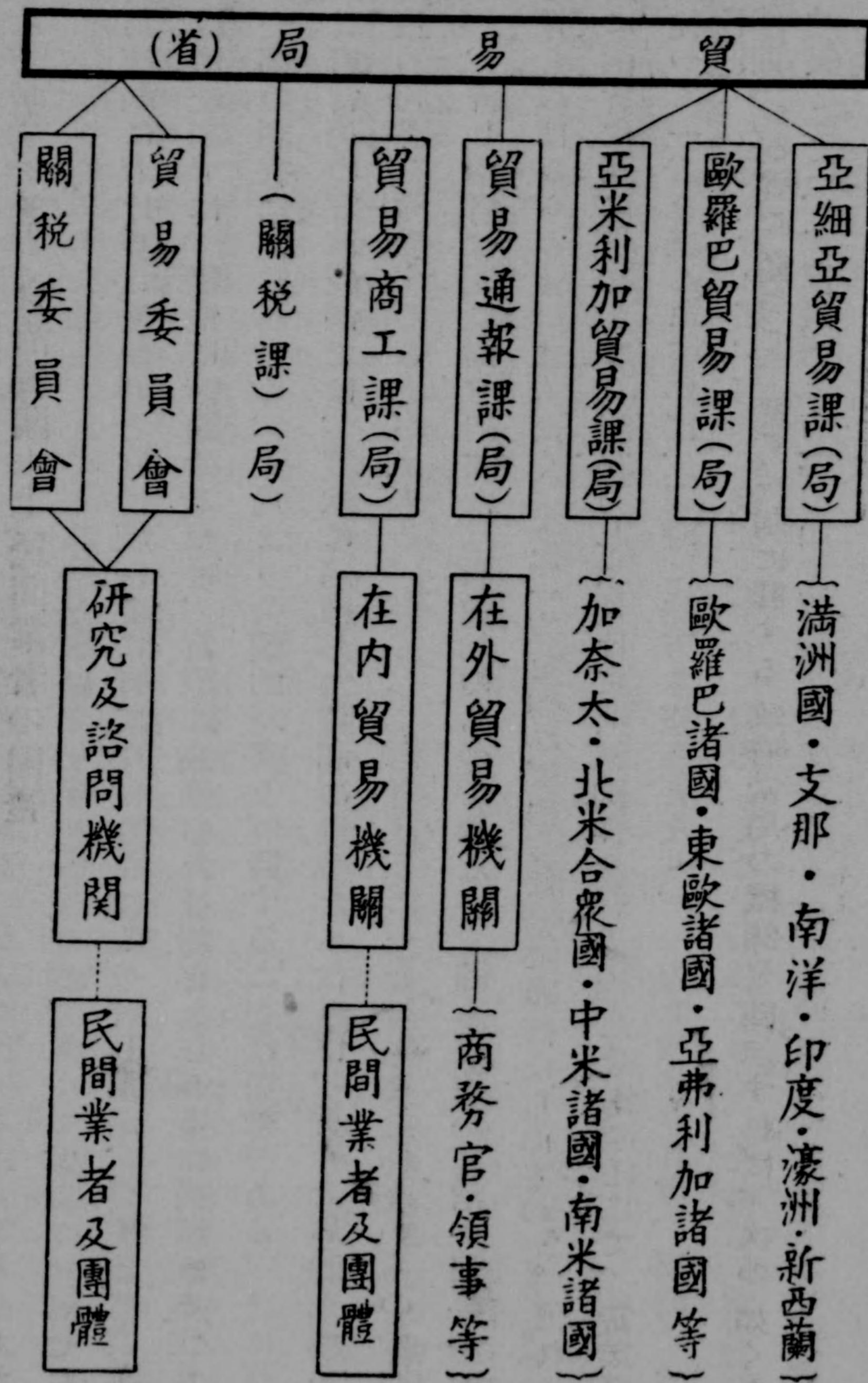
## 二 附屬機關——在外機關と在內機關

從來の在外機關は、商務官・領事・貿易通報員・海外市場調査員等、すべて單なる市況の通報機關に過ぎず、またその通報網は、先進國よりも後進國または未開地において、甚だしく疎なるの嫌ひがあつた。商務官と領事は、商工省との連絡をより密接ならしめ、且つ何よりも重要なものは、内地にあつて是等を統轄し利用するの機關を充實せしめねばならぬ。在外機關が自發的に定時または隨時の報告をなすことも必要ではあるが、寧ろ内地の必要に應じて時々刻々に必要な調査報告を命じ、之を内地において統轄し利用することが最も必要である。

在外貿易機關は、國際上の外交機關とは異り、駐在國の政治的地位の如きは重要な問題ではない。例へば政治外交上は第一流の大使交換國であつても、經濟外交上ことに貿易關係上に重要なならざる國に對しては、その必要は少ない。之に反して國際政治上は重要な



### 貿易統制の組織案



らざる未開國であつても、現在または將來の貿易上に重要な國に對しては、重きをおかねばならぬ。また貿易關係には、一定の盛衰變化を伴ふから、之に應じて適當に伸縮せねばならぬ。要は貿易數量上の多寡に比例して親疎を決定すべく、之に加ふるに多少は、將來への發展性を考慮すべきであらう。以上の意味において、今日の吾が在外貿易機關には改革を加ふべき點が少くないと思はれる。

中央機關以外の内地機關は、現在では僅かに一二の出張所を有するに過ぎないが、貿易統制の進展すればする程、その整備を要することと言ふまでもない。少くとも重要な輸出地および輸出工業地には、その設置を必要とするであらう。重要な地方には、特設の機關を必要とすべく、然らざる地方には、府縣その他に委嘱すれば足りるであらう。何れにせよ、從來の如き單なる輸出検査官以上に、必要な指導と統制と照會に任じて、當業者またはその團體と密接に協同せねばならぬ。

以上述ぶる所に従つて、貿易統制に關する政府當局の機關を圖示すれば、次の如くなる。



### 三 自治機關——民間業者の團體

貿易統制における自治統制と官治統制とに就ては、さきにも一言したが、要するに當業者の自治統制では、事情に精通せるだけ、實際に適應した統制をなしうるの長所ある代りに、一部の利害に捉はれ易く、大局より全體的利害を判斷することは困難である。之に反して政府當局の官治統制では、實狀に適應した統制の困難なる代りに、よく大局的見地から全體的利害を考慮することが出来る。かくして兩者は互に一長一短を免れないものではないが、併し兩者は互に對立的または排他的のものではない。即ち自治か官治か何れか一つを採らねばならぬものでもなく、また一方を採れば他方は棄てねばならぬものでもない。反對に兩者は互に併存して、相協力し相扶けて共同動作を採りうべく、また採らねばならぬ。従つて一方を盛んにすれば、同時に他方も盛んとなり、一方を擴張すれば、同時に他方も擴張するでなければ、何れの機能も十分に發揮しえない關係にある。それ故に貿易統制の進展と共に、官廳機關を前述の如く擴張充實することは、同時に之に對應する民間機關の擴張または充實を豫想するものである。

貿易統制に關係する民間業者は、輸出商人と輸出工業家、輸入商人と輸入工業家、並びに運送業者と保險業者を主要なものとし、之を更に商品の種類に従つて、例へば棉花輸入關係業者・綿布輸出關係業者等の如く区分し、また輸出地の區別に従つて、例へば對印輸出業者・蘭印輸出業者等の如く區分することが出来る。

かくの如き區分に従つて、關係業者は何よりも先づ、各自の團體を組織せねばならぬ。この關係は今日では組合組織を最も適當とする。最も基礎的細胞組織としては、先づ第一に、(一)輸出地別の、(二)商品別の、(三)業別の組合を必要とする。例へば蘭印綿布輸出商組合の如き是である。この種の細胞組合は、「輸出組合」としての合法的な常設組合でなければならぬ。たゞ問題のある毎に離合集散する一時的のものでは、その効果を發揮することは出来ない。

細胞組合について第一に重要なことは、この種の組合に包含せられる業者の範圍は、常に全國區域でなければならぬ。例へば一輸出港または一地方のみの業者を集めた組合では同じ組合が各地に併立して、その行動の一致を望み難いからである。

第二に重要な點は、謂はゆるアウトサイダー即ち組合に加入せざる同業者の非組合員



を認めないことである。組合の統制の亂れる根本の原因は、多くの場合このアウトサイダーの攪亂によることが多い。我國の組合法では、アウトサイダーの存在を認めながら、組合の強制力はこの非組合員にも及びうることとなつてゐるが、現實にこの拘束力を發揮しうるには種々の障害があるから、寧ろ強制加入主義を採り、非組合員の存在を認めない方がよい。

第三に、それと同時に新規加入の餘地を十分に保留せねばならぬ。もしも之を認めざる組合が、強制加入主義を採つたとすれば、完全なる獨占形態を形成して、弊害を生ずる虞がある。それ故に新規の業者は自由に加入しうるだけの餘地を存せねばならぬ。例へば日印協定の結果として、綿布輸出の對内的割合を組合員の間で割當てんとするが如き場合には、新規業者または業務擴張者のために、十分の割當を留保せねばならぬ。

#### 四 民間組合の聯合組織

さて斯くの如くに構成されたる細胞組合は、種々の觸手をもつて前後左右の他の組合に連絡または聯合せねばならぬ。その第一は、まづ前述の「業別」を解消したる貿易商組合と

生産者組合との縦の聯合組織である。例へば蘭印綿布輸出商組合と蘭印綿布生産者組合との聯合、または對印メリヤス輸出商組合と對印メリヤス生産者組合との聯合の如き是である。商品によつては、この外に問屋または仲繼商組合とも聯合し、また傍系としては運送會社・保險會社・金融業者等のそれ々の組合と連絡する必要がおこるであらう。

業別聯合會に次いで、商品別組合の横の聯合會を必要とする。例へば對印綿布輸出商組合と對印メリヤス輸出商その他の對印輸出商との聯合會これである。今日の如き個別化の著しい時代には、差別關稅・輸入割當等々、相手國別の問題が極めて重要となつて來たから、輸出先別の聯合會は甚だ重要である。例へば日印協定の成立に當つて、對印輸出組合の總てを包含する聯合組織が出来てゐたとしたら、斯くの如き失敗は無かつたかも知れぬ。日蘭會商や日濠會商に當つても、蘭印または濠洲輸出組合の品別および業別の細胞組合が先づ成立し、その上に是等を糾合せる聯合組織が出来てゐたとすれば、吾國にとり極めて有利な活動をなしうるであらう。

たゞに輸出業者の聯合會のみならず、一定の相手國を單位とする輸出業者と輸入業者との聯合組織もまた必要である。すでに述ぶるが如く今日のバーター制においては、輸出と



貿易統制に關する民間業者の組織案



輸入とは別々に引離したる問題ではなく、互に相關聯して問題となるものであるから、輸出組合と輸入組合との聯合組織は、今日において特に重要である。例へば蘭印輸出を維持するためには、その輸入増加を考へねばならず、濠洲輸出を増加するためには、濠洲羊毛の輸入を利用せねばならぬが如き是である。

かくの如くして重要な輸出先に對するそれ／＼の聯合會が成立する時は、最後に是等の總てを打つて一丸とする全體的の聯合會が成立する。全國貿易關係組合聯合會は輸出地別の輸出商組合・輸入商組合・輸出品關係の生産者組合・輸入品關係の生産者組合の外に更に傍系の運送業者組合・保險業者組合・金融業者組合等を包含して大成されねばならぬ。これとは別にまた、輸出先の區別によらざる商品別の輸出組合または輸入組合の聯合組織も必要である。例へば全世界に對する綿布輸出組合・雜貨輸出組合等々の聯合組織これである。

併しながら、最も重要な最初の基礎的工作は、鞏固なる細胞組合の結成である。これさへ十分に結成せられ、且つ有效なる機能を發揮するにおいては、之を礎石として、その上に築かるべき諸々の聯合組織は、さしたる困難を感じない。之に反して、基礎的細胞組



織を固めずして、徒らに膨大なる聯合組織を作つたとしても、謂はゆる砂上の樓閣を築くに等しく、實效を伴はずして徒らに外面的なお祭騒ぎに終るであらう。いま以上に論述する所に従つて、民間業者の組織の一例を圖解せば前頁の如くなる。

### 五 官民機關の協同工作

貿易統制に關する政府機關の組織と、民間團體の組織とは、密接なる關聯において協同工作を進めるでなければ、たとひ完備した機關と組織がそこに成立しても、それは一個の生命なき形骸に過ぎない。それが一個の生命ある機構として働き、貿易統制の機能を遺憾なく發揮しうるためには、如何なる協同工作を必要とするか、これが次の問題である。

貿易統制の活動のイニシアチヴは、(一)貿易省(局)か、(二)その在外機關か、(三)民間團體かの三者を主たるものとする。機構全體の活動は、先づこの三つの部分から出發することが多い。

第一に、貿易省(局)の中にあつて、最も多くイニシアチヴを採るものは、貿易および關稅委員會でなければならぬ。この機關は今日の如き單なる消極的の諮問機關に止まらず

常に世界貿易の形勢と吾國貿易の實狀につき調査研究を進め、時宜に應じて適當なる發案または獻策をなさねばならぬ。それは事實に關する調査研究と、政策または對策に關する發案および検討とを含んでゐる。何れにせよ委員會を出でたる問題は、省内それ／＼の分課を通過して決定され、一は在外貿易機關に出で、一は在内貿易機關および民間團體に到達する。その中には統制の命令や示達もあるべく、對策の諮問もあるべく、事實の調査もあるであらう。之に應じて在外および在内機關は活動を開始すべく、民間團體は業者をして實踐に移さしめるであらう。そこには一人のアウトサイダーも許されてゐないから、統制も協議も調査も、全國一齊に例外なく行はれて、最も效果的な活動をなしうるであらう。この場合に他の諸省ことに商工省・農林省と最も緊密に連絡すべきこと言ふまでもない。

第二の活動は、海外から問題の發生する場合である。この場合には在外貿易機關の通報機能がイニシアチヴを採つて、そこから貿易通報課を通じて本省の活動を惹きおこす。省内の各分課ことに貿易委員會は、この場合にも活動の中心となつて、それに関する事實の調査と對策の研究を成し、必要に應じて民間業者の團體と協議し、または諮問を發してその意見を徴し、臨機に誤らざる處置を採らねばならぬ。この場合には特に外務省との密



接なる聯繫を必要とする。

第三の活動は、民間業者の團體より活動の出発する場合である。民間業者の希望または要求する事項は、所屬の細胞組合またはその聯合團體を通じて、貿易省(局)に到達する。各分課は委員會と協同して、その要求または希望を審議し研究して、その處置を決定した後、必要に応じて、或は在外機關を通じて諸外國に要求し、或は内に向つて業者の團體に働きかけるであらう。この場合にも商工省・外務省に關聯すること言ふまでもない。

およそ斯くの如きが官民協同の貿易工作である。問題の要點は、諸外國と政府當局と民間業者との關係が、如何に規定されるかにある。この場合に民間の業者またはその團體は稍々もすれば目前の小利に捉はれて、永久の大利を逸するか、然らずとも自己一身の利害に捉はれて、國家大局の利害を誤る傾向が強い。之に反して政府の當局は、稍々もすれば牧民の責務を忘れて、徒らに形式に捉はれ、若しくは努めて事勿れ主義に終始せんとする傾向が強い。この困難なる貿易統制時代にあつて、頻發し來る諸問題を誤りなく處理しうるのみならず、進んで積極的なる日本經濟の世界進出を助成するためには、官民機關の組織を完備すると共に、官民一致の協同精神をもつて、相互に積極的なる努力を盡さねばならぬ。

## 第十章 輸出組合による貿易統制

### 一 輸出組合の成立

吾國の「輸出組合」は、世界戦後の輸出減退に對する輸出奨励策の一つとして、大正十四年九月より實施されたる「輸出組合法」に基づいて、創設されたものである。蓋し吾國の輸出貿易は、世界戦争の好影響を受けて、大正五年より大正八年に至る四年間は、未曾有の出超を示し、これが一つの原因となつて謂はゆる戦争景氣を捲きおこしたが、この好況の絶頂は、遂にかの大正九年三月の恐慌となり、こゝに謂はゆる戦後の不況時代を出現せしめた。そしてこの恐慌の一つの導火線となつたものは、實にこの年から始まつた貿易の反動、即ち恐ろしい入超の勢であつた。大正九年以來の吾が貿易は、外國購買力の著しい減退と、國內物價の甚だしく高かつた爲めに、再び顯著な輸入超過に轉換して、年々に入超をつゞけるのみならず、大正十三年には實に六億四千萬圓といふ未曾有の入超額を示して吾國朝野の輿論を喚起することゝなつた。



こゝにおいて政府は何らかの對策を講じて、この貿易の逆轉を挽回せんとして、その對策として二つの法案を議會に提出した。「輸出組合法案」および「重要輸出品工業組合法案」これである。何れも輸出奨勵を目的とするものであり、且つ組合組織の手段によらんとする點においても、兩者は互に姉妹關係にある。たゞ前者は「輸出商業」を對象とするものであり、後者は「輸出工業」を對象とする點において相違するに過ぎない。兩法案は何れも法律として成立し、大正十四年九月より實施せらるゝに至つた。その後「輸出組合法」は昭和六年および昭和九年に至つて、更に改正せられてその機能を強化したが、「重要輸出品工業組合法」は昭和六年の改正によつて「工業組合法」となり、輸出品工業は一般工業と同じく「工業組合」を組織しうることゝなつた。それ故に「工業組合」については姑らく別問題とし茲では専ら「輸出組合」を問題とする。

輸出組合は、輸出組合法第一條に規定せらるゝが如く、「輸出貿易の振興を圖るため共同の施設を爲す目的を以て」組織せられるものであつて、「商品別組合」と「市場別組合」との二を區別することが出来る。更に昭和九年の改正によつて、「特別の事情あるときは、取扱商品を異にする重要輸出品の輸出を業とする者を以つて」組織することも出来ることゝな

つた。

「市場別組合」は、『同一市場を目的として商品の輸出を業とする者』(第一條)により組織せられ、同一市場に向つて輸出する者ならば、如何なる商品の業者をも包含し、且つ何れの市場に輸出するものであるかは問ふ所でない。

之に反して「商品別組合」は、『同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者』(第一條)によつて組織せられるが、何が『重要輸出品』であるかは、主務大臣の指定を待つて始めて定まるのであつて、自由に選定することは出来ない。今日まで商工省告示によつて指定せられたものには、次の四十八種の商品が含まれてゐる。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 綿織物(交織物を含む) | 同製品及綿織絲   |
| 絹織物(交織物を含む) | 同製品及紡績絹織絲 |
| 毛織物(交織物を含む) | 莫大小及同製品   |
| 綿縫絲及レース絲    | 時計        |
| 陶磁器         | 珐瑯鐵器      |
| 硝子製品        | セルロイド製品   |
| 燐寸          | 護謨製品      |



- |               |              |
|---------------|--------------|
| 紙             | 化粧品          |
| 染料、顔料、塗料及工業藥品 | 賣藥           |
| 漆器            | 眞田           |
| 磁具            | 鈕釦           |
| 刷子            | 洋傘           |
| 帽子            | 革及同製品        |
| 木竹類製品         | 扇子及團扇        |
| 文房具           | 花筵、野草筵其の他の敷物 |
| 水産物(製造物を含む)   | 乾物           |
| 罐罐詰食物         | 果實           |
| 百合根           | 除虫菊及同製品      |
| 自轉車           | 蔬菜           |
| 豆類            | 人造眞珠         |
| 製茶            | 襪(糸屑、落綿を含む)  |
| 人造絹織物(交織物を含む) | 同製品及人造絹絲     |
| 鶏肉及鶏卵         | 麥酒           |
| セメント          | 電球           |

## 二 輸出組合の特質

いま貿易統制といふ點より見て、輸出組合の特質を考ふる時は、およそ次の諸點を擧げることが出来る。

第一に、輸出組合の創成は、前述の如く戦後の輸出減退に對する一つの對策として生れ出たものである。即ち戦後の永續的不況を打開する一つの方法としては、輸出の増進を計らねばならず、そのためには何等かの方法をもつて、輸出を統制せねばならぬ。もはや從來の如き自由貿易に放任しては、今日では輸出を増進し得ないことが感ぜられたからである。然るに戦後の不況も貿易の減退も、たゞ是だけでは少しも解決されず、遂に世界不況は世界恐慌にまで進展したが、之を打開するためには、まず貿易統制を強化せねばならず、こゝに輸出組合の強化工作は、昭和六年(一九三一年)即ち世界恐慌の勃發した翌年に至つて、更に進展することゝなつた。これによつて明らかなる如く、輸出組合による貿易統制もまた、戦後の不況および恐慌と密接に結びついてゐることが判る。

第二に、輸出貿易に對する從來の統制方法は、一般的に行はれたわけではないが、それ



の行はれる部面においてさへ、たゞ輸出品の検査による弊害防止の如き消極的統制に過ぎなかつた。然るにこゝに成立した輸出組合では、後に述ぶるが如く、更に積極的なる種々の統制事業を行ひうることゝなつた。この意味ではこれまた戦後に現はれた現代的統制の一種といふことが出来る。ことに非組合員たるアウトサイダーまでも統制しうる點において、一つの新しい統制の形態である。

第三に、輸出組合の統制は、輸出に對する統制である點にも特質がある。最初に述べたる如く、近世的貿易統制の特徴は、主として關稅による間接統制の方法であり、而もそれは輸入に對する統制であつて、輸出は多くの場合に、業者の自由進出に委せられてゐたのであるが、今日ではその輸出もまた、之を増進するためには、何等かの統制を加へねばならぬことを裏書するものである。

第四に、統制形態における輸出組合の特徴は、その組合統制にある。即ち中小商業資本を糾合したる組合組織による統制である。最初に今日の統制經濟の諸形態につき述べたる際に、その一つとして組合統制の形態を挙げ、且つこの形態は主として戦後において發展したる一つの特異な統制形態であることを注意しておいたが、輸出組合もまたその一つの

典型である。等しく貿易商人と言ふも、輸出商人と輸入商人とは著しくその内容を異にし輸入商人は大體において、少數の大資本ことに巨大資本の財閥によつて大部分の輸入を獨占するに反し、輸出商人は比較的多數の中小商人より成り、現に後に述ぶるが如く、輸出組合を構成する組合員の總數は、四、〇五八に達してゐる。固よりこの中には多少の重複せる組合員もあるが、併しまたこの外に、未だ組合を構成せざる輸出商人も多數にある筈である。何れにせよ、かくの如き多數の中小資本の組合組織なる點が、輸出組合の特質として最も注意すべき點であり、この結成によつて、一は對外的に外國の大資本に對する競争力を増し、一は對内的に國內の大資本に對する防衛力を増す所以である。

第五に、輸出組合の最近の強化工作は、更にその特質を追加することゝなつた。即ち組合自身の計算において輸出事業に従事しうる所の「買取輸出」を認められ、また從來の如き單なる「商業組合」の域を脱して、産業資金の貸付、貯金受入、債務保證その他の金融事業にも進出し、更にまた國家權力を背景とする統制力を強めることゝなつた。

かくの如くして輸出組合は、之と姉妹關係にある工業組合・商業組合ならびに産業組合と共に、現代的統制の特徴的形態の一つとして、學問的にも興味ある一つの存在を形成し



つゝある。

### 三 輸出組合の統制

輸出組合の行ひ得る事業として、同法第三條に規定されてゐる所は次の如くである。

『一 組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造其の他組合員の營業に關する共同施設

二 組合員の取扱商品の検査其の他必要なる取締又は事業經營に對する制限

三 海外市場の調査、新販路の開拓、其の他組合の目的を達するに必要な施設

組合は前項の事業の外組合員の取扱商品の買取輸出、組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことを得

第一項に掲げたる組合の施設は、組合員の利用に支障なき場合に限り、組合員に非ざる者をして、命令の定むる所に依り之を利用せしむることを得』

今この規定に従つて、現實に行はるゝ貿易統制について見るに、

第一、委託輸出・買取輸出・輸出斡旋、組合員の輸出業務そのものに關する組合事業のう

ち最も重要なものは委託輸出である。即ち組合は組合員の委託を受け、組合の名義において而も組合員の計算において、商品を輸出するものである。現に委託輸出をなしつゝある組合は、大阪阿弗利加輸出組合、日本自轉車輸出組合、日本刷子輸出組合、日本柑橘北米輸出組合、日本北米輸出組合、日本柑橘歐洲輸出組合、日本柑橘滿洲輸出組合、北海道昆布輸出組合等である。是等の委託輸出そのものが、すでに個々の組合員の少量輸出を集中してよく大量輸出となし、一種の輸出統制をなしつゝあると同時に、間接にもまた、委託輸出をなすことによつて、輸出の時期、數量、相手方等につき種々の統制を加へることが出来る。

次に買取輸出は、委託輸出に更に一步を進めて、組合員の輸出商品を一たん組合に買取り、組合の計算において之を輸出するものであり、昭和六年の改正によつて始めて認められた事業である。日本陶磁器輸出組合、日本茶直輸出組合等にあつては、之を實施しつゝあると言ふ。

輸出斡旋は在外諸機關に委嘱し、または組合出張員を派遣することによつて、組合員に對する輸出の仲介または斡旋をなすものであつて、對露輸出組合、對佛瑞白輸出組合、大



阪阿弗利加輸出組合の如きは、之を試みつゝあるといふ。

第二、輸出品の品質統制、輸出検査を勵行することによつて、輸出品の品質および包装の改善と統一を圖り、もつて外國市場における邦品の聲價を維持することもまた、輸出組合の重要な事業の一つである。これには組合自體が自治的に組合員の輸出品を検査するもの、例へば對露輸出組合、日本陶磁器、日本百合根、中部馬鈴薯玉葱等の各組合の如きものと、別に組合員を構成分子とする社團法人を組織し、之をして輸出検査を行はしむるもの、例へば日本自轉車輸出組合、日本刷子輸出組合、日本毛布輸出組合、神戸絹布人造絹織物輸出組合、横濱絹織物人造絹織物輸出組合の如きものがある。

第三、輸出品の數量統制、輸出組合において輸出品の數量統制を行ふ場合は二つある。一は自發的に自ら進んで、輸出數量を制限し、之を組合員に割當てる場合であり、二は吾國が他國と輸出協定を結びたる必然の結果として、已むを得ず受動的に數量統制を行ふ場合である。前者の例としては、對露輸出組合が漁網の輸出數量を統制して、組合員の從來の輸出額および供給能力を基準として注文割當制を實施し、日本百合根輸出組合では昭和七年五月より輸出數量を自治的に制限し、また日本柑橘北米輸出組合では、北米向柑橘の

注文を一手に引受け、之を組合員の出資口數に應じて割當てつゝあるが如きこれである。後者の例としては、日印協定成立の結果として、對印綿布輸出の最大限度を四億ヤードに制限せられ、且つ之をも印棉輸入の數量と關聯せしめられることとなつたから、已むなく對印輸出を制限せねばならぬこととなり、輸出組合において之を自治的に統制しつゝあるが如きこれである。

第四、輸出品の價格統制、組合において輸出品の價格を直接に統制することは比較的少ないが、併し實際に行はれつゝある。前記の委託輸出および買取輸出でも、或意味では價格統制を行ひつゝあるものであるが、組合員の輸出價格を直接に統制せる例としては、例へば北海道の昆布輸出組合では最低價格を協定し、日本人造眞珠硝子珠輸出組合において昭和七年十二月より最低價格を協定しつゝあるが如きこれである。

第五、非組合員への統制、右の如く輸出品の品質・數量・價格につき、たゞに組合員の輸出を統制するに止まらず、一定の條件の下に、非組合員即ちアウトサイダーの輸出についても、之を統制しうることとなつてゐる。この點が最近の組合統制における一つの重要な點である。從來の理論からすれば、組合の規定は組合員を拘束するに過ぎず、非組合員



がそれによつて拘束されるが如きは、考へ得られざることではあるが、併し必要の前には理論も何もない。いな必要は新しき理論を創造しつゝ行くのが今日である。併しながら全く無條件に之を認むるものではない。即ち輸出組合法第九條は、この點につき次の如く規定してゐる。

輸出組合法 第九條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ラズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

今この規定の適用として、アウトサイダーに對する拘束力の發揮されたる最も著しい事例を、日本百合根輸出組合に見ることが出来る。この輸出組合は内地一圓を區域とする對米百合根輸出業者の中小商人より成る組合であるが、昭和七年七月に至り、アウトサイダーなる三菱商事會社がこの百合根輸出を獨占せんとし、百合根の生産者たる産業組合と特契して買占めを行つた爲め、輸出組合對三菱商事の抗争となり、問題は甚だしく紛糾するに至つたが(拙著「購買力補給案」第八章第三節參照)商工大臣は遂に昭和七年七月二日、右

の第九條を適用して、非組合員もまた組合の輸出検査を受くべしとの命令を發するに至つた。その他、對露輸出組合もまた同様に非組合員に對する拘束をなしつゝある。

併しながら今もし輸出組合が、偏狹なる營利心から、極端なる制限を組合員または非組合員に強制するが如き場合には、カルテル獨占の弊に陥り、却つて吾國全體の輸出貿易を沮害するが如きこと無きを保し難い。それ故に輸出組合の行ふ制限に對しては、主務官廳の嚴重なる監督を必要とする。従來も『組合員の事業經營に對する制限を行ふ場合』(第七條ノ二)には、主務大臣の認可を必要とすることゝしてゐたが、昭和九年の改正では更に之を強化して、特に『組合員の輸出數量又は輸出價格に付き制限を定めたるときは遲滯なく主務大臣に届出づべし』(第七條ノ三)となし、且つ必要と認めたる時は、主務大臣はこの數量制限または價格制限の變更を命ずることを得ることゝなつた。こゝで獨占の弊害を矯正せんとするものである。

第六、共同施設による統制、組合員の輸出業務上に必要な共同施設を組合において設置し、もつて組合員の輸出を増進すると共に、間接に之を統制しうる施設としては、第一に主要なる輸出先に設けられたる組合の出張所を擧げることが出来る。例へば對露輸出組



合はハルピンに、大阪阿弗利加輸出組合はエチオピア、カイロ、南阿に、日本刷子輸出組合、日本自轉車輸出組合、神戸海陸産物輸出組合はそれ／＼南洋に、組合の出張所を設けて、取引の委託・仲介・紹介・斡旋に努めつゝあるが如きこれである。是等の出張所に對しては政府は補助金を交付して之を勸奨しつゝある。第二に市場調査員を海外に派遣して輸出市場の状態を調査しつゝあるものには、日本刷子、日本陶磁器、大阪阿弗利加、日本自轉車等の各組合がある。

#### 四 輸出組合の特典

輸出組合は貿易統制に關する民間業者の一つの組織である。その直接の動機は、輸出入貿易を盛んにし、營利活動を擴張せんとするものに外ならぬ。併しながら彼等がその營利活動を擴張することは、即ち吾國の輸出入貿易を振興せしめ、わが商品の販路を擴張して、國民の仕事を増す所以であるから、この點では商人の私益は國民の公益と一致する。この意味でも輸出と輸入とはその性質を異にする。輸入貿易も商人の私益といふ點では、輸出と同一ではあるが、併しその輸入商品が、國民經濟上または國民生活上に絶対に必要なるも

のでない以上は、輸入商人の私益は、必ずしも國民一般の公益と一致するものではない。従つて何れの國と雖も、輸出に對しては種々の方策を講じて之を保護獎勵するけれども、輸入に對しては必ずしもさうではない。わが國の輸出組合が、種々の點において政府の保護獎勵をうけ、種々の特典を與へられつゝある理論的根據は、この點に求めることが出来る。ことにこの種の施設は、その發展の初期においては、之を全く自然のまゝに放任しては、従來の諸勢力に壓迫せられて、その正當なる發展を遂ぐることは困難であるから、組合の結成および基礎づけのためには、その初期において殊に保護獎勵の必要を見るわけである。いま政府より受くる特典の主要なるものを擧ぐれば、次の如くである。

第一、低利資金の融通 輸出組合の特徴の一つは、資力の豊富ならざる中小輸出商人を糾合せしむるものである。それ故に組合が前述の如き諸種の事業を遂行して、所期の目的を達するためには、その資金の不足を感じねばならぬ。こゝにおいて政府は昭和五年度より大藏省預金部を通じて、組合に對して低利資金融通の特典を與へ、組合金融上の利便を與へて、間接に組合の結成および充實を助けつゝある。昭和六年度には大阪阿弗利加輸出組合に對し十萬圓、七年度には日本茶直輸出組合および日本陶磁器輸出組合に對し、十二



萬圓の融資をなしたる外は比較的振はないのは、經由銀行の融通條件が困難なためであると言はれる。

第二、共同施設の補助 輸出組合の有する共同施設ことに海外輸出先に出張所を設け、または海外に市場調査員を派遣せんとする場合に、組合の獨力をもつては困難なることが少くない。そこで政府は昭和六年度豫算より、共同施設補助に關する經費を計上し、主として海外における諸施設に補助をなしつゝある。

第三、爲替資金の援助 組合員に對して長期低利の爲替資金を得るの方法を講じつゝある。即ち輸出組合またはその規定の輸出検査をうけたる輸出品に對する利附輸出手形に對しては、正金銀行または臺灣銀行・朝鮮銀行より有利に融通する方法を講ずるが如きこれである。

### 五 輸出組合の發展

吾國に輸出組合法が實施されたのは、大正十四年九月である。それ以來昭和八年十一月末まで、およそ九年間に如何なる發展を示したか、いま各年における設立組合數を表示せ

ば次の如くなつてゐる。

第一表 輸出組合設立年次

新設組合數	年次										
	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	計	
〇	三	四	二	三	二	一三	四	一五	四六		

このうち昭和二年設立の一組合はすでに解散されてゐるから、現存の輸出組合は四五である。その他に設立認可申請中のもの二、設立計畫中のもの八を算するから、遠からずその數を著増するであらう。而して右の表によつて明らかなる如く、最初の六年間は極めて微々たるものであつたが、昭和六年以後に至つて急速に増設せられ、現存組合の約七割はそれ以後の三年間に設立されたものである。これは一は、前述の如く昭和六年の法律改正と保護強化によるものであり、一は最近の吾が輸出進出に負ふものであらう。従つて今後においても、尙ほますますその發展を續けるであらうと思はれる。

次に此の如き輸出組合は、吾國の何れの地方に多く存在するか、即ち組合の所在地別に見る時は、第二表に示さるゝ如く、大阪(一四)を最多とし、神戸(七)・横濱(五)・東京



(四)・名古屋(四)等これに次ぐ。

第二表 輸出組合設立地別

設立地	大阪	神戸	横濱	東京	名古屋	静岡	富山	京都	奈良	和歌山	長崎	小樽	根室	計
組合数	一四	七	五	四	四	三	二	一	一	一	一	一	一	四五

次に組合地區の問題すなはち組合員を包括する地理的範圍従つてまた組合統制の行はる範圍の問題は、さきにも述ぶるが如く、輸出統制上には可なりに重大なる問題である。何故かと言ふに、單に一地方に限つて行はるゝ輸出統制では、全國的に統一せる統制は行はれ難いからである。従つて統制を有効に行ふためには、個々のアウトサイダーを認めざると共に、全國區域の統一せる單一組合を作らねばならぬ。この見地から現存の組合區域の状態を見るに、第三表に表示するが如く、「内地一圓」を區域とする全國的組合は二十二に過ぎず、組合總數の約半數に及んでゐる。その他の組合は總て局地的または地方的のものである。

第三表 輸出組合區域別

區域	内地一圓	一都市内	一府縣内	二府縣以上	計
組合数	二二	八	一〇	五	四五

左に輸出組合一覽表を掲げておく。(昭和八年十一月末現在、商工省貿易局貿易課調)

名	稱	設立年月日	所在地	地	區	理事長又は組合長(△)
對露輸出組合		大正二五、八、三	東京	内地	圓	倉知鐵吉
日本毛布輸出組合		二五、八、六	大阪	内地	圓	鈴木彌之助
日本柑橘北米輸出組合		二五、二、二〇	横濱	内地	圓	△新井清太郎
(日本柑橘南米輸出組合)		昭和二、三、四	静岡縣	内地	圓	△山田喜之助
京都對米輸出組合		二、三、四	清水市	京都府	圓	△坂田文助
對佛瑞白輸出組合		二、五、二〇	東京	内地	圓	△坂野文助
日本珐瑯鐵器輸出組合		二、八、三	大阪	内地	圓	△宮崎錫助
日本刷子輸出組合		三、八、二四	大阪	内地	圓	△岡田彌作
日露柑橘輸出組合		三、八、二六	静岡	内地	圓	△原田保太郎
日本陶磁器輸出組合		四、四、二三	名古屋	内地	圓	△井元爲三郎

1) 昭和七年四月五日附解散認可



神戶絹布輸出組合	六、三、四	神戶	神戶市一圓	藤井松四郎
人造絹織物輸出組合	六、三、四	神戶	內地一圓	佐々木種三郎
日本綿屑物輸出組合	七、一、五	大阪	內地一圓	中西庄太郎
珠硝子珠輸出組合	七、四、三	大阪	內地一圓	鈴木清藏
日本百合根輸出組合	七、九、七	大阪	大阪市一圓	濱口俊介
大阪中南米輸出組合	七、三、二	神奈川	神奈川縣一圓	上野信弘
神奈川縣東亞輸出組合	八、一、二	愛知	愛知縣一圓	飯野逸平
大日本陶磁器輸出組合	八、三、九	東京	東京府一圓	子爵東園基光
東京滿蒙輸出組合	八、六、三	神戶	神戶市一圓	末高興次郎
神戶陶磁器輸出組合	八、六、三	東京	東京府、神奈川縣及靜岡縣下一圓	小川益吉
京濱陶磁器輸出組合	八、七、四	大阪	大阪府一圓	土出忠治
大阪陶磁器輸出組合	八、八、〇	富山	富山縣一圓	橋文藏
富山縣滿蒙輸出組合	八、八、四	大阪	內地一圓	藤井松四郎
絹織物輸出組合聯合會	八、九、三	東京	內地一圓	高橋龍太郎
帝國麥酒輸出組合	八、九、三	東京	內地一圓	飯倉平兵衛
中米藥品輸出組合	八、九、三	富山	(東京府ヲ除ク) 圓	

大阪阿弗利加輸出組合	四、〇、二	大阪	大阪府一圓	安住伊三郎
日本自轉車輸出組合	四、二、七	大阪	內地一圓	中山中郎
日本西部馬鈴薯輸出組合	五、五、六	長崎	九州及山口縣一圓	山田鷹治
日本縞三綾輸出組合	五、〇、三	大阪	內地一圓	山田久七
中部日本馬鈴薯輸出組合	六、五、〇	神戶	大阪府及兵庫縣下一圓	上田岩吉
鈴薯玉葱輸出組合	六、六、三	大阪	內地一圓	田淵忠治
日本比律賓輸出組合	六、七、八	靜岡	靜岡縣下一圓	杉山鐵藏
日本茶直輸出組合	六、七、八	神戶	內地一圓	△藤田俊夫
日本粟北米輸出組合	六、七、三	根室	根室及釧路兵庫縣一圓	△藤井太吉
北海道昆布輸出組合	六、〇、二	神戶	兵庫縣一圓	△佐々木種三郎
神戶海陸產物輸出組合	七、〇、七	靜岡	靜岡縣一圓	△村松良右衛門
日本柑橋滿洲國輸出組合	六、一、七	和歌山	內地一圓	吉益匡賢
名古屋織物輸出組合	六、三、三	大阪	名古屋一圓	三輪常次郎
大阪綿布輸出組合	六、三、四	大阪	大阪府一圓	伊藤忠兵衛
人造絹織物輸出組合	六、三、四	横濱	横濱市一圓	上甲信弘



全日本 陶磁器輸出組合聯合會	八、九、三	名古屋	内地一圓	飯野逸平
神戸綿布綿製品輸出組合	八、〇、三	神戸	神戸市一圓	加藤源次
北海道豆類輸出組合	八、〇、三	小樽	内地一圓	中村多四良
大阪滿蒙輸出組合	八、二、四	大阪	大阪府	森平兵衛
大和賣藥滿蒙輸出組合	八、二、〇	奈良	奈良縣一圓	奥村正信
大阪バルカン近東輸出組合	八、二、七	大阪	内地一圓	上村勘太郎

- 設立認可申請中ノ輸出組合
  - 日本毛織物輸出組合
  - 日本洋燈輸出組合
- 設立計畫中ノ輸出組合
  - 大阪印度南洋輸出組合
  - 神戸麻真田輸出組合
  - 神戸硝子製品輸出組合
  - 福井縣織物輸出組合
  - 神戸帽子輸出組合
  - 神戸護謨製品輸出組合
  - 日本セメント輸出組合
  - 大阪莫大小綿製品輸出組合

次に輸出組合の内容について見るに、現存四十五組合の組合員總計は、實に四千五十八人の多數に上つてゐる。勿論この中には一人にして數種の組合に加入せるものも少くはないが、それにしても、輸出關係者の極めて多數なることが判る。一組合の會員數は、最も多きは一千三百十九名、最も少きは聯合會を別にして五名、平均組合員數九〇・二人である。

名	稱	組合員數	出資口數	出資一口金額	出資總額	同拂込額
對露輸出組合	對露輸出組合	二〇一	三三八	五〇〇	一五九、〇〇〇	三九、七五〇
日本毛布輸出組合	日本毛布輸出組合	一六	一三五	一〇〇	一三、五〇〇	一〇、二二五
日本柑橋北米輸出組合	日本柑橋北米輸出組合	五	九六	五〇	四七、三〇〇	四七、三〇〇
京都對米輸出組合	京都對米輸出組合	四	一一〇	三〇〇	三三、〇〇〇	八、二五〇
對佛瑞白輸出組合	對佛瑞白輸出組合	二	六九	五〇〇	三四、五〇〇	八、五七五
日本珐瑯鐵器輸出組合	日本珐瑯鐵器輸出組合	五	九	五、〇〇〇	四三、〇〇〇	一一、二五〇

組合の出資口數は必ずしも組合員數と一致せず、一組合の最高四、四〇〇口、最少九口、一組合の平均口數二八九・九であるから、組合員平均一人につき約三口の割合である。出資一口金額は最高五千圓、最低五圓、平均五四五・六圓となつてゐる。一組合の出資總額は、最高二七五、〇〇〇圓、最低二、七〇〇圓、全組合の出資總額は一、八二九、三〇〇圓、一組合平均四〇、六五一圓となつてゐる。けれども此の出資金は全額拂込ではなく、拂込總額は八〇八、五四五圓、一組合平均一七、九六七圓となつてゐる。これは必ずしも豊富なる資力とは言ひ得ない。そこで前述の如く組合に對する低利資金の融通が問題となるわけである。左に各組合の出資金一覽表を掲げておく。



全日本 陶磁器輸出組合聯合會	八、九、元	名古屋	内地一圓	飯野逸平
神戸綿布綿製品輸出組合	八、〇、三	神戸	神戸市一圓	加藤源次
北海道豆類輸出組合	八、〇、三	小樽	内地一圓	中村多四良
大阪滿蒙輸出組合	八、二、四	大阪	大阪府	森平兵衛
大和賣藥滿蒙輸出組合	八、二、三	奈良	奈良縣一圓	奥村正信
大阪バルカン近東輸出組合	八、二、三	大阪	内地一圓	上村勘太郎

○設立認可申請中ノ輸出組合

日本毛織物輸出組合  
日本洋燈輸出組合

大阪印度南洋輸出組合

神戸麻真田輸出組合

○設立計畫中ノ輸出組合

神戸硝子製品輸出組合  
神戸護謄製品輸出組合

福井縣織物輸出組合  
日本セメント輸出組合

神戸硝子輸出組合  
大阪莫大小綿製品輸出組合

次に輸出組合の内容について見るに、現存四十五組合の組合員總計は、實に四千五十八人の多數に上つてゐる。勿論この中には一人にして數種の組合に加入せるものも少くはないが、それにしても、輸出關係者の極めて多數なることが判る。一組合の會員數は、最も多きは一千三百十九名、最も少きは聯合會を別にして五名、平均組合員數九〇・二人である。

名	稱	組合員數	出資口數	出資一口金額	出資總額	同拂込額
對露輸出組合	名	二〇一	三八	五〇〇	一五九、〇〇〇	三九、七五〇
日本毛布輸出組合	名	一六	一三五	一〇〇	一三、五〇〇	一〇、二五
日本柑橋北米輸出組合	名	七	九四六	五〇	四七、三〇〇	四七、三〇〇
京都對米輸出組合	名	四	一一〇	三〇〇	三三、〇〇〇	八、二五〇
對佛瑞白輸出組合	名	二六	六九	五〇〇	三四、五〇〇	八、五七五
日本珐瑯鐵器輸出組合	名	五	九	五、〇〇〇	四三、〇〇〇	一一、二五〇

組合の出資口數は必ずしも組合員數と一致せず、一組合の最高四、四〇〇口、最少九口、一組合の平均口數二八九・九であるから、組合員平均一人につき約三口の割合である。出資一口金額は最高五千圓、最低五圓、平均五四五・六圓となつてゐる。一組合の出資總額は、最高二七五、〇〇〇圓、最低二、七〇〇圓、全組合の出資總額は一、八二九、三〇〇圓、一組合平均四〇、六五一圓となつてゐる。けれども此の出資金は全額拂込ではなく、拂込總額は八〇八、五四五圓、一組合平均一七、九六七圓となつてゐる。これは必ずしも豊富なる資力とは言ひ得ない。そこで前述の如く組合に對する低利資金の融通が問題となるわけである。左に各組合の出資金一覽表を掲げておく。



日本刷子輸出組合	四	一、一五〇	五〇〇	七五、〇〇〇	一八、八五〇
日露柑橋輸出組合	三七	一、〇〇〇	二〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
日本陶磁器輸出組合	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五二、〇〇〇	二五、五〇〇
大阪阿弗利加輸出組合	六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一三、五〇〇
日本自轉車輸出組合	二六	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二六、〇〇〇	一三、〇〇〇
日本西部馬鈴薯輸出組合	六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、五〇〇
日本縞三綾輸出組合	二八	二〇〇	三〇〇	三五、四〇〇	三五、四〇〇
中部日本馬鈴薯玉葱輸出組合	二	五〇〇	五〇〇	六〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
日本比律賓メリヤス輸出組合	四	二五五	一〇〇	五三、〇〇〇	二九、一五〇
日本茶直輸出組合	一〇七	三〇〇	五〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
日本粟北米輸出組合	七	三七二	二五	九、三〇〇	九、三〇〇
北海道昆布輸出組合	三	一六五	二〇〇	三三、〇〇〇	八、二五五
神戸海陸産物輸出組合	七	一、〇〇〇	五〇〇	二八、五〇〇	七、二五
日本柑橋歐洲輸出組合	二	一、一〇〇	五	六、〇〇〇	二、四〇〇
日本柑橋滿洲國輸出組合	一、三九	四、四〇〇	五	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
名古屋屋織物輸出組合	九	九	三〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇

大阪綿布人絹織物輸出組合	三	三	三〇〇	一八、六〇〇	一八、六〇〇
横濱絹織物輸出組合	六	六	一〇〇	二、八〇〇	一、五〇〇
神戸絹布輸出組合	一四	一四	一〇〇	一四、四〇〇	一四、四〇〇
人造絹織物輸出組合	三	三	一〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
日本綿屑物輸出組合	三	三	一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
日本人造眞珠輸出組合	三	二〇〇	一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
日本百合根輸出組合	二〇	八六〇	五	四三、〇〇〇	一〇、七四〇
大阪中南米輸出組合	三	二	一、〇〇〇	三、〇〇〇	五、七五〇
神奈川縣東亞輸出組合	六	二〇〇	五	一〇、〇〇〇	二、五〇〇
大日本陶磁器輸出組合	二	二七五	一、〇〇〇	二七五、〇〇〇	六八、七五〇
東京滿蒙輸出組合	七	一〇〇	三〇〇	三〇、〇〇〇	七、五〇〇
神戸陶磁器輸出組合	二	二六	一〇〇	一一、六〇〇	二、九〇〇
京濱陶磁器輸出組合	二	四	五〇〇	二〇、五〇〇	五、四二五
大阪陶磁器輸出組合	三	三	一〇〇	三、八〇〇	九五〇
富山縣滿蒙輸出組合	三	七〇	一〇〇	七、〇〇〇	一、七五〇
日本人造絹織物輸出組合	三	三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇



帝國麥酒輸出組合	四	二一	五〇〇	一〇五、五〇〇	五二、七五〇
中米藥品輸出組合	七	八	五〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇
全日本輸出組合聯合會	四	一五	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	三、七五〇
陶磁器輸出組合					
神戸綿布綿製品輸出組合	一〇八	一〇八	二〇〇	二二、六〇〇	五、四〇〇
北海道豆類輸出組合	一四	三七	一、〇〇〇	三七、〇〇〇	一八、五〇〇
大阪滿蒙輸出組合	三三	二七五	二〇〇	五五、〇〇〇	一三、七五〇
大和賣藥滿蒙輸出組合	一〇	二〇〇	五〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
大バルカン近東輸出組合	二元	三〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七、五〇〇
合計	四、〇五六	一三、〇四五	二四、五五〇	一、八元、三〇〇	八〇八、五四五
平均	九〇・二	二六九・九	五四五・六	四〇、六五一	一七、九六七

### 六 輸出組合の將來

吾國の輸出組合が最近二、三年來ことに著しく發展しつゝあることは前述の通りである。然らば將來この輸出組合を如何にすればよいか、われわれは國際經濟の今日の動向を考へ、統制經濟および貿易統制の將來を考へ、また吾國貿易の將來を考へて、こゝに輸出

組合の擴張と充實を提唱するものである。その理論的根據は姑らくおき、こゝでは専ら輸出組合の擴充・強化の方法につき、二三の重要な點を指摘しようと思ふ。

第一に、組合の設置および加入を強制的に改めねばならぬ。現在の如く組合の設立も任意であり、加入も任意であつては、奨励金の交付等をもつて組合の設立を釣らねばならず、たとひ設立された所で、アウトサイダーが多數に残つてゐては、組合の統制は行はれず、結局は組合を作り組合に入つた者だけが、却つて不便と不利を受けて、アウトサイダーは自由奔放な營利に走ることが出来ることとすれば、組合による貿易統制は大なる發展を遂げられない。今もし貿易を全く自由に放任すべしとせば、問題は自ら別ではあるが、苟も今日の情勢上より貿易統制を必要とする以上は、宜しく總ての輸出商人を包含する組合を、強制的に設置せしめねばならぬ。

第二に、基礎細胞としての單位組合は、さきに貿易統制の機關と組織を論じたる際に述べたる如く、商品別市場別の組合でなければならぬ。この點において今日の輸出組合の組織は多少の改善を必要とする。なるほど「市場別」組合も必要ではあるが、その根柢には先づ商品別にして而かも市場別なる單位細胞があつて、その聯合組織としての「市場別」



組織がなければならぬ。例へば蘭印綿布輸出組合・蘭印人絹輸出組合・蘭印メリヤス輸出組合等々が、先づ基礎的な單位細胞として鞏固に結成せられ、次に是等の單位組合の聯合組織として、蘭印輸出組合聯合會が組織されねばならぬ。

第三に、右の單位細胞としての商品別市場別組合は、その區域を少くとも内地一圓とせねばならぬ。現存組合中には、一都市または一地方を包括するに過ぎないものも少くないが、それでは他の地方の同業者は總てアウトサイダーとなり、たとひ他の地方にも同様の組合が設立されたとしても、歩調を一にした統制を行ふことは容易でない。それ故に例へば蘭印綿布輸出組合と言へば、蘭印に向つて綿布を輸出する總ての輸出商人を全国的に包括する一組合とし、必要に應じて各地に支部を置くこととせば、全国的に統一されたる統制を有効に行ふことが出来るであらう。

第四に、組合の行ふ統制事業のうち最も重要なものは、輸出検査と市場擴張である。輸出検査は結局において市場擴張のためであるから、市場別に行はれねばならぬ。輸出市場の購買力に應じて、輸出検査の標準はそれ／＼に相違せねばならぬ。直接に輸出市場を擴張するための設備は、今日まだ甚だしく不備である。これは個々の輸出組合の力をもつては

不十分であるから、多數の輸出組合の協力によらねばならず、そのためには國內における輸出組合の聯合組織が結成されねばならぬ。市場別の聯合組織と政府の在外および在外諸機關との協力によるでなければ、海外市場の開拓または擴張は不可能であり、そのためには必要な經費を惜しんではならぬ。

第五に、輸出組合の擴充強化と共に、そのカルテル化は極力これを防止せねばならぬ。そのためには、第一に價格統制の如きは、なるべく之を制限せねばならぬ。今もし輸出組合が前述の如く強制設置および強制加入となり、それが一定の輸出價格を協定するが如き場合には、それは明らかにカルテル價格となり、却つて輸出の進出を阻害するであらう。極端なるダンピングによる輸出市場の賣崩しの如きは別とし、なるべくは輸出價格による競争を留保せねばならぬ。即ち組合は品質検査を嚴格に行ふ代りに、價格競争をなるべく存続せしめねばならぬ。第二に數量統制またはそのための割當制の如きも、出来るだけ之を制限せねばならぬ。已むを得ざる場合の數量統制、即ち日印協定の結果より来る綿布輸出數量の統制の如きは、已むを得ないとしても、併しこの場合にも、なるべく多量のものゝを新規の輸出業者または事業擴張者のために留保して、人々の創意を刺激せねばならぬ。



即ち輸出組合による品質・価格・数量統制のうち、最も力を用ふべきは品質統制であり、価格および数量の統制は、たゞ已むを得ざる場合に消極的に統制するに止まり、一般には輸出商人の自由なる創意と進出に待つべきものであらう。

要するに輸出統制は輸出増進のためである。輸出の増進は、多くの場合においては輸出商人の利益と國民經濟の公益に合致するものであり、その限り輸出統制は是認される。今もし輸出統制が、輸出數量を制限して價格の引上げを計り、またはカルテル價格を構成して輸出の増進を阻害するが如きことあらば、それは商人の私益のために國民の公益を犠牲に供するものであるから、かくの如き輸出統制は許さるべきでない。この場合には改正法律にも認めらるゝが如く、國家權力の發動によつて、かゝる私益統制を更に統制して、之を公益統制に轉換せしめねばならぬ。

### 附録一、輸出組合法

大正十四年三月三十日法律第二十七號  
昭和六年三月三十一日法律第四十四號改正  
昭和九年三月二十八日法律第三十八號改正

第一條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者又ハ同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者ハ其ノ輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第二條 輸出組合ハ法人トス

第三條 輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ斡旋、保管、選別、包裝、荷造其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設
  - 二 組合員ノ取扱商品ノ検査其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限
  - 三 海外市場ノ調査、新販路ノ開拓、其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ノ取扱商品ノ買取輸出、組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付



又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲ケタル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四條 輸出組合ハ其ノ名稱中ニ輸出組合ナル文字ヲ用フヘシ

輸出組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條 同一又ハ重複スル地區ニ於テ二個以上ノ同種ノ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第七條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第七條ノ二 輸出組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ

關スル規定ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

其ノ規定ヲ變更セントスル場合亦同シ

第七條ノ三 輸出組合前條ノ規程ニ基キ組合又ハ組合員ノ輸出數量又ハ輸出價格ニ付制限ヲ定メタル

トキハ遲滯ナク主務大臣ニ届出ツヘシ届出テタル事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ輸出數量又ハ輸出價格ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第八條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第九條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員

又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ラスシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

第九條ノ二 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ設立セル輸出組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セス又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得

第十條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十一條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ事實ノ發生シタル後二週間内ニ之ヲ登記スヘシ

登記スヘキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十二條 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ他區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半数ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半数ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス



又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲ケタル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四條 輸出組合ハ其ノ名稱中ニ輸出組合ナル文字ヲ用フヘシ

輸出組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條 同一又ハ重複スル地區ニ於テ二個以上ノ同種ノ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第七條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第七條ノ二 輸出組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ關スル規定ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

其ノ規定ヲ變更セントスル場合亦同シ

第七條ノ三 輸出組合前條ノ規程ニ基キ組合又ハ組合員ノ輸出數量又ハ輸出價格ニ付制限ヲ定メタルトキハ遲滞ナク主務大臣ニ届出ツヘシ届出テタル事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ輸出數量又ハ輸出價格ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第八條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第九條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ラスシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

第九條ノ二 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ設立セル輸出組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セス又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得

第十條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十一條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ事實ノ發生シタル後二週間内ニ之ヲ登記スヘシ

登記スヘキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十二條 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ他區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半数ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半数ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス



前項ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキト雖特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第十三條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ取扱商品毎ニ各組員タル資格ヲ有スル者ノ過半数ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十四條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得但シ設立同意者ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

第十五條 輸出組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組員タル資格ニ關スル規定
- 六 組員ノ加入及脱退ニ關スル規定

- 七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
- 九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 十 組員ノ權利義務ニ關スル規定
- 十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 十二 役員ニ關スル規定
- 十三 會議ニ關スル規定
- 十四 會計ニ關スル規定
- 十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第十六條 輸出組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

登記スヘキ事項左ノ如シ

- 一 前條第一號乃至第三號、第七號及第十五號ニ掲ケタル事項
- 二 事務所
- 三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額



- 四 第十八條ノ二ノ組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額
- 五 設立認可ノ年月日
- 六 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前項第三號ニ掲ケタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得

第十八條 組合員ノ責任ハ第六條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

第十八條ノ二 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得

第十九條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事カ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間内ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササル

トキハ請求者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第二十條 輸出組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ總會ニ於テ設立同意者ノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ組合員又ハ設立同意者ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第二十一條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十一條ノ二 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ登記シタル支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第二十二條 經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スル輸出組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ但組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決



スヘシ

前項ノ總會ノ議決ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 組合員タル資格ヲ有スル者輸出組合ニ加入セムトスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ輸出組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 検査ヲ行フ輸出組合ニ在リテハ検査員ヲ置クヘシ

検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 輸出組合ハ検査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ検査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 主務大臣必要ト認ムルトキハ輸出組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法定款又ハ組合員ノ事業經營ニ對スル制限ニ關スル規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十八條ノ二 組合ノ事業若ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ

組合ノ行爲カ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 總會ノ決議ノ取消

二 役員又ハ清算人ノ解任

三 組合ノ事業ノ停止

四 組合ノ解散

第二十八條ノ三 輸出組合聯合會ハ所屬ノ輸出組合及輸出組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ輸出組合又ハ輸出組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

聯合會ハ法人トス

第二十八條ノ四 輸出組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合及聯合會ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十八條ノ五 創立委員會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス



第十四條ノ規定ハ創立委員ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 輸出組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ聯合會設立當時ノ理事及監事ハ創立委員會ニ於テ之ヲ選任スヘシ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ所屬ノ組合及聯合會ノ理事ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十八條ノ七 輸出組合ニ關スル規定ハ第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第三十八條ノ二ノ規定ヲ除クノ外輸出組合聯合會ニ付之ヲ準用ス但シ第三條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員トス

第二十九條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議録、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込ノアリタルコトヲ證スル書面並理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ但シ合併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因ル變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ但シ前ニ登記ノ

申請ヲ爲シタル申請人カ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要セス

出資一口ノ金額ノ減少又ハ保證金額ノ減少ノ登記申請書ニハ前項ニ規定スル書面ノ外本法ニ依リ催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述ヘタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十一條 解散ノ登記ハ合併ニ因ル解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事又ハ監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事カ清算人タラサル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ付之ヲ準用ス

輸出組合カ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スヘシ

第三十二條 清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第三十三條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條、非訟事



件手續法第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第四百一十一條乃至第五百一十一條ノ六、第五百五十四條乃至第五百五十八條、第六百六十五條、第六百七十五條、第六百七十六條及第六百七十八條並産業組合法第五條、第六條、第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ二、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條、第三十六條、第三十八條ノ二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、第六十條ノ二、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條第一項、第七十四條ノ二第一項、第七十七條第三項、第七十八條、第九十六條、第九十七條及第四百四條ノ規定ハ輸出組合ニ付之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ之ヲ二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ主務大臣トス

第三十四條 主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第三十五條 左ノ場合ニ於テハ輸出組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三 本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ

四 行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サス又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハサルトキ

六 本法ニ依ル總會ノ招集ヲ怠リタルトキ

七 本法ニ依リ事務所ニ備置クヘキ書類ヲ備ヘサルトキ、其ノ書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ組合員ノ持分ヲ拂戻シタルトキ

九 本法ニ違反シテ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルトキ

十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セサルトキ

十一 本法ニ違反シテ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合ノ合併ヲ爲シタルトキ

十二 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ分配ヲ爲シタルトキ

十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

十五 組合ノ目的ニ非サル營利事業ヲ爲シタルトキ



第三十六條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 第九條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

輸出ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ營業ニ關シ前項ノ命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十八條ノ二 前條ノ罰則ハ輸出ヲ業トスル者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 輸出組合ノ證票若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證票若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證票若ハ検査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 輸出組合ノ理事、監事若ハ清算人又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキ

ハ其ノ價格ヲ追徴ス

第四十一條 前條第一項ニ掲ケタル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十二條 第三十九條ニ掲ケタル罪ハ刑法第三條ノ例二、第四十條ニ掲ケタル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年勅令第二百六十九號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

附則(昭和六年法律第四十四號)

本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

印紙稅法及登錄稅法中輸出組合トアルハ輸出組合又ハ輸出組合聯合會トス(昭和六年勅令第五百十號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ二ノ規程ニ基キ定メタル組合又ハ組合員ノ輸出數量又ハ輸出價格ノ制限ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ



## 附録 二、輸出組合法施行規則

大正十四年八月二十八日商工省令第九號  
昭和六年六月二十九日商工省令第五號改正

第一條 輸出組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タルヘキ者發起人ト爲リ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムヘシ

一 地區

二 組合員タル資格

三 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

四 輸出組合法第十八條ノ二ノ組合ニ在リテハ保證金額ヲ定ムル方法

五 經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦セムトスル組合ニ在リテハ其ノ分賦收入方法

六 事業計畫概要

設立者ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スヘシ

發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ遲滞ナク之ヲ主タル事務所設置豫定地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第二條 輸出組合法第十二條第二項ノ規定ニ依ル創立總會招集ノ認可申請書ニハ左ノ書面ヲ添附スヘシ

一 特別ノ理由ヲ記載シタル書面

二 組合員タル資格ヲ有スル者及設立同意者ノ數ヲ證スル書面

第三條 輸出組合法第十二條第一項ノ同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル認可アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ

創立總會ヲ招集スルニハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ設立同意者ニ通知スヘシ

第四條 組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ

第五條 創立總會終結シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、定款創立總會ノ決議録ノ謄本及左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ設立認可申請書ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

一 事業計畫

二 組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 輸出組合法第十八條ノ二ノ組合ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額



## 五 理事及監事ノ氏名及住所

六 經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收入方法  
 第五條ノ二 組合カ借入金ヲ爲サントスルトキハ事業年度毎ニ總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度毎ニ  
 於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スヘシ

前項ノ規定ハ組合カ一事業年度ニ於ケル一組合員ニ對シテ爲ス貸付額ノ最高限度ニ付之ヲ準用ス  
 組合ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

第五條ノ三 組合カ組合員ニ非サル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ル施設ハ検査又ハ保管、選別、包  
 裝若ハ荷造ニ關スル設備其ノ他ノ共同施設トス

第五條ノ四 組合ノ事業經營ニ對スル制限ニ關スル規程ノ認可申請書ニハ其ノ制限ヲ必要トスル事由  
 ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第五條ノ五 總代會ハ組合員百人以上ノ組合ニ非サレハ之ヲ設クルコトヲ得ス  
 總代會ハ組合員中ヨリ選舉シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス

總代ノ定數、任期及選舉ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六條 輸出組合法第二十條第三項ノ規定ニ依ル理事又ハ監事ノ選任ノ認可申請書ニハ履歷書、總會  
 若ハ總代會又ハ創立總會ノ決議録ノ謄本及其ノ選任ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第七條 役員又ハ清算人ノ受クヘキ給與ハ定款又ハ總會、總代會若ハ創立總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム  
 ヘシ

第八條 定款變更ノ認可申請書ニハ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スヘシ

定款ノ變更力出資一口ノ金額ノ減少、輸出組合法第十八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ノ責任ノ減少又  
 ハ同法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ニ關スルモノナ  
 ルトキハ其ノ認可申請書ニハ前項ニ掲ケタル書面ノ外財産目録及貸借對照表ヲ添附スヘシ

定款ノ變更が輸出組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第五十八條第二項又ハ第六  
 十八條第一項ノ場合ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可申請書ニハ總組合員ノ同意ヲ證スル書面ヲ添  
 附スヘシ

第九條 經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ於テ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ定メタルト  
 キハ組合ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ニ付總會又ハ總代會ノ承認アリタルトキ  
 ハ組合ハ其ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第十一條 剩餘金ノ配當ハ持分全部若ハ一部又ハ取扱ヒタル物ノ數量、價格若ハ事業ノ分量ニ對スル  
 ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス



取扱ヒタル物ノ數量、價格又ハ事業ノ分量ニ對シ配當スヘキ剩餘金ニシテ出資ノ拂込ニ充テサルモノハ拂込ミタル出資額カ出資總額ノ二分ノ一ニ滿タサル場合ニ限り配當スヘキ剩餘金ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

持分ノ全部若ハ一部ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ年一割迄之ヲ増加スルコトヲ得

第十二條 新ニ組合ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増加口金ヲ徵收スルトキハ其ノ金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルヘシ脱退シタル組合員ニ對シ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スヘキコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ殘額ニ付亦同シ

第十三條 組合員組合ニ對シ脱退ノ承諾ヲ求メントスルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ一定期間前ニ書面ヲ以テ脱退ノ豫告ヲ爲スヘシ

前項ノ期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 検査員ノ選任認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第十五條 検査員ノ服務ニ關スル規程中ニハ服務規律及懲戒ニ關スル規定ヲ設クヘシ

検査員ノ職務ノ停止、給與ノ減額其ノ他懲戒ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目録及貸借對照表ヲ添

附スヘシ

第十七條 合併ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目録、貸借對照表、合併契約書ノ謄本及合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添附スヘシ

第十八條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

一 商工大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外定款ノ施行ニ關スル規定ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ

二 事務所、理事、監事、清算人、定款ニ定メタル事由ノ發生ニ因ル解散又ハ清算終了ノ登記ヲ爲シタルトキ

三 組合ニ加入シ又ハ脱退シタルモノアルトキ

輸出組合法第七條ノ二ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル規定ヲ廢止シタル場合ニ於テハ組合ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第十九條 輸出組合法第九條ノ規定ニ依リ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有シ組合員ニ非サル者ヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ依ラシメントスル場合ニ於テハ商工大臣ハ組合、其ノ依ラシムヘキ事項及組合ノ取締又ハ制限ニ從フヘキ者ノ資格ヲ指定シ之ヲ告示ス

第二十條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル資格ヲ有スル者ハ其ノ指定ニ從ヒ組合ノ取締又ハ制限ニ



依ルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 第十九條ノ指定アリタル後組合ニ於テ指定セラレタル取締事項ニ關スル定款ノ施行規程ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 聯合會ヲ設立セントスルトキハ所屬ノ各組合及聯合會ノ理事及監事中ヨリ同數ノ創立委員ヲ選任スヘシ

第二十三條 創立委員會終結シタルトキハ創立委員ハ定款、創立委員會ノ決議録ノ謄本、聯合會設立ニ關スル所屬ノ組合及聯合會ノ總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本竝ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ商工大臣ニ聯合會ノ設立認可申請書ヲ差出スヘシ

一 事業計畫

二 聯合會ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 輸出組合法第二十八條ノ七ノ規定ニ依リ準用シタル同法第十八條ノ二ノ聯合會ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額

五 理事及監事ノ氏名及住所

六 經費ノ一部ヲ所屬ノ組合及聯合會ニ分賦スル聯合會ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及

分賦收入方法

第二十四條 組合ニ關スル規定ハ第一條乃至第三條、第五條及第五條ノ五ノ規定ヲ除クノ外聯合會ニ付之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ地區カ道府縣ノ區域ヲ超ニル聯合會ニ關スル場合ニ在リテハ商工大臣トス

第二十五條 輸出組合法第十九條、第二十條、第二十五條乃至第二十八條及第二十八條ノ六竝ニ第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル民法第五十九條、產業組合法第二十四條、第三十九條、第六十條第二項、第六十條ノ二、第七十三條ノ二及第七十三條ノ三ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ハ解散ニ關スルモノ及地區カ道府縣ノ區域ヲ超ニル聯合會ニ關スルモノヲ除クノ外之ヲ地方長官ニ委任ス

輸出組合法第二十條ノ二及輸出組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用シタル產業組合法第六十條第一項ノ主務大臣ノ職權ハ組合又ハ聯合會ノ地區ヲ管轄スル地方長官ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第二十六條 本則中地方長官ト稱スルハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外主タル事務所所在地ノ地方長官トス

第二十七條 組合又ハ聯合會ヨリ商工大臣ニ差出スヘキ書面ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本則ハ輸出組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス



### 附錄 三、貿易調節及通商擁護法

昭和九年四月六日、法律第四十五號

第一條 政府ハ外國ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對應シテ貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間物品ヲ指定シ關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ輸入稅ヲ課シ若ハ輸入稅ヲ減免シ又ハ輸出若ハ輸入ノ禁止若ハ制限ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リテ爲ス禁止又ハ制限ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ行フコトヲ得

第三條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス禁止又ハ制限ニ違反シテ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ七千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル物品ノ價格ノ三倍カ七千圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價格ノ三倍以下トス

前條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ報告ヲ爲サス虛偽ノ報告ヲ爲シ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ拒ミ又ハ帳簿書類ノ隱蔽不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ檢査ヲ妨ケタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ

記載ヲ爲シタル者亦同シ

第四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

第五條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同シ

#### 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ハ施行後三年間ヲ限リ其ノ効力ヲ有ス  
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法ニ依リ處罰セララルル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス



昭和九年六月十六日印刷  
昭和九年六月二十日發行

新經濟全集  
貿易統制論

著者 谷口彦吉

發行者 東京市京橋區京橋三ノ四  
鈴木利貞

印刷者 東京市神田區錦町二ノ二五  
前田宗松

6.16

發行所

東京市京橋區京橋三ノ四  
株式會社 日本評論社

電話京橋六一九一—四  
振替東京一六



新經濟全集 三十二卷

既刊 太字ハ

1	經濟參謀本部論	內閣源局長	松井春生
2	統制經濟の原理	東大教授	土方成美
3	新經濟機構論	法政大學教授	河合良成
4	厚生經濟論	神戶商大教授	高木友三郎
5	世界經濟論	生島廣治郎	内田武男
6	ブロック經濟論	京大教授	谷口吉彦
7	貿易統制論	內閣資源局	松井春生
8	日本資源論	總務部	佐藤貞次郎
9	滿蒙資源論	調查局	森田優三
10	景氣觀測論	橫濱高商教授	長守善
11	各國統制經濟の現狀	東大經濟部	岩野晁次郎
12	インフレーション	東大經濟部	橋爪明男
13	とデフレーション	名古屋高商	橋爪明男
14	管理通貨論	東大助教授	橋爪明男
15	爲替管理論	東大助教授	金原賢之助
16	通貨調節論	慶大教授	橋倉正一
17	金問題と銀問題	慶大教授	橋倉正一
18	金と銀	理學博士	岩崎重三
19	平價切下論	名古屋高商	宮田喜代藏
20	金本位制の將來	讀賣新聞	山崎靖純
21	銀行國有論	京大助教授	松岡孝兒
22	赤字公債論	大阪商大	小山田小七
23	戰時經濟論	陸軍二等主計正	森武夫
24	戰時財政論	慶大教授	高木壽一
25	官業及專賣論	京大教授	汐見三郎
26	軍需工業論	陸軍省	車田千春
27	燃料國策	元書記官	松方幸次郎
28	農村經濟論	法政大學教授	小野武夫
29	米穀統制論	農學博士	八木芳之助
30	中小商工業問題	京大助教授	渡邊鐵藏
31	庶民金融	法學博士	野崎龍七
32	日本經濟學說(上)	慶大教授	野村兼太郎
	日本經濟學說(下)	慶大教授	加田哲二



